浜松肺炎地域連携パス 届出、算定について

1. 届出書類について

2. 算定について

3. 今後のスケジュール

1-1.届出書類について

【厚生局への提出書類】

A:急性期病院、連携病院

・別添7 基本診療料の施設基準に係る届出書

・様式12 地域連携診療計画加算の施設基準に係る届出書添付書類

(別紙11~15)

・様式12-2 地域連携診療計画書(浜松肺炎地域連携パス様式にて代用)

・様式40-9 入退院支援加算1、2及び3の施設基準に係る届出書添付書類

B:診療所

・別添2 特掲診療料の施設基準に係る届出書

・様式12 地域連携診療計画加算の施設基準に係る届出書添付書類

(別紙11~15)

・様式12-2 地域連携診療計画書(浜松肺炎地域連携パス様式にて代用)

赤字の項目については各施設様にてご作成いただきます。

1-2. 届出書類詳細

各施設にて作成をお願いします。

A:基本診療料の施設基準に係る届出書 入退院支援加算に係る届出添付書類

57											
基本診療料の施設基準等に係る届出書											
保険医療機関コード 届出番号 (入道支) 第 号											
連絡先 担当者氏名: 電話番号:											
(届出事項)											
[入退院支援加算] の施設基準に係る届出											
□ 当該届出を行う前6月間において当該届出に係る事項に関し、不正又は不当な届出(法令の規定に基づくものに限る。)を行ったことがないこと。											
□ 当該届出を行う前6月間において療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労 働大臣が定める掲示事項等第三に規定する基準に達反したことがなく、かつ現に違反して いないこと。											
当該届出を行う前6月間において、健康保険法第78条第1項及び高齢者の医療の確保に関する法律第72条第1項の規定に基づく検査等の結果、診療内容又は診療報酬の請求に関し、不正又は不当な行為が認められたことがないこと。											
□ 当該届出を行う時点において、厚生労働大臣の定める入院患者数の基準及び医師等の員 数の基率並びに入院基本料の算定方法に規定する入院患者数の基準に該当する保険医療機 類又は医師等の員数の基準に該当する保険医療機関でないこと。											
標記について、上記基準のすべてに適合しているので、別添の様式を添えて届出します。											
令和 年 月 日											
保険医療機関の所在地 及び名称											
開設者名 印											
東海北陸厚生局長 殿											
備考1 [] 欄には、該当する施設基準の名称を記入すること。 2 口には、適合する場合「レ」を記入すること。 3 届出書は、1通提出のこと。											

()	λ	1					
()	λ	退院支援加算	12	1			
()		退院支援加算		1			
()	地域]					
()	入退院支援加						
()		入院時支援加拿 合機能評価加					
()	#8]					
		※該当する	届出事項を○で囲むこと	٤			
入退院支援及び地 担う部門(入退院支援を 担いである。 おおりまする。 ままりまする。 ままりまる。 まる。 まる。 まる。 まる。 まる。 まる。 まる。 まる。 まる。							
入退院支援部門に配置	されている職員	(該当する口)	こ「🗸 」を記入すること	.)			
	氏 名	経験年数	研修 (加算3のみ)	入院前支持 を行う担			
			□常勤 □非常勤 (時間)		年		
			口常勤 口非常勤 (時間)		年		
			□常勤 □非常勤 (時間)		年		
入退院支援に関する 経験を有する者			口常勤 口非常勤 (時間)		年		
			口常勤 口非常勤 (時間)		年		
			口非常勤 (時間) 口非常勤 (時間)		年		
			口非常勤 (時間) 口非常勤 (時間)		年		
退院支援に係る実績等		1	山井布刻 (時間)			_	
転院又は退院体制等につ		行っている連携	機関の数が20以上(該	当する場合に			
転院又は退院体制等につ は「✔」を記入すること 連携機関の職員と年3回』	:)					0	
転院又は退院体制等につは「✔」を記入すること 連携機関の職員と年3回』 を記入すること)	:) 以上の頻度で面会し、f						
転院又は退院体制等につ は「✔」を記入すること 連携機関の職員と年3回』 を記入すること) 介護支援専門員及び相談	:) 以上の頻度で面会し、f	青報の共有等を行					
転院又は退院体制等につます。 は「火」を記入すること 連携機関の職員と年3回は を記入すること) 介護支援専門員及び相談 ① 過去1年間の介護 過去1年間の相談	:) 以上の頻度で面会し、作 以支援専門員との連携 更支援等連携指導料の算足 変援等で開発との連携回数	青報の共有等を行 ●回数	テっている(該当する場	給には「 V」			
転院又は退院体制等につなる。 は「✔」を記入すること 連携機関の職員と年3回」を記入すること) 介護支援専門員及び相談 ① 過去1年間の介護	:) 以上の頻度で面会し、作 以支援専門員との連携 更支援等連携指導料の算足 変援等で開発との連携回数	青報の共有等を行 ●回数	テっている(該当する場	給には「 V」		() 0	
応院又は退院体制等につます。 「・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	:) 以上の頻度で面会し、作 以支援専門員との連携 更支援等連携指導料の算足 変援等で開発との連携回数	青報の共有等を行 ●回数	テっている(該当する場	給には「 V」	病床数		*
起院文は退除依頼等についます。	:) 以上の頻度で面会し、1 以支援専門員との連携 国支援等連携指導料の算点 対支援専門員との連携回象 限る。)	青報の共有等を行 回数 な(区分番号「A3	テっている(該当する場 の7」小児入院医療管理料	合には「✔」	病床数		
起院文は退除依頼等につ ・ を記入すること 連携機関の職員と年3回1 を記入すること) 介護支援専門員及び相談 ① 過去1年間の相談 ② 満去1年間の相談 ② 第4に対する支援に ③ ①、②の合計	(2) 以上の頻度で面会し、1 支援専門員との連携 I支援等連携指導料の算点 I支援等連携指導料の算点 IT (2) IT (3) IT (3) IT (3) IT (4) IT (青報の共有等を行 空回数 な(区分番号「A3 する病棟数・病I	可っている (該当する場 ○○○ 小児人院医療管理料 ○○○ 小児人院医療管理料 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	合には「✔」	病床数	() 回 () 回 () 回	× 0. 15

B: 特掲診療料の施設基準に係る届出書

保険医療機関	コード				届出番	号(地	連計) 第	
連絡先 担当者印電話 番						•		
(届出事項)								
	[地	域連携	診療計	十画書力] の施設基準	に係る届
□ 当該届 法令の規					に係る事項 とがないこ		下正又は不能	当な届出
□ 当該届 労働大臣 ていない	が定める						版担基準に書 なく、かつま	
	法律第72	条第 1 項	の規定に		等の結果、		が高齢者の 区は診療報酬	
	並びに入	院基本料	の算定方法	去に規定す	の定める入 る入院患者 機関でない	数の基準に	D基準及びE に該当するf	医師等の劇 保険医療権
標記につい	て、上記	基準のす	べてに適信	合している	ので、別添	の様式を流	たえて届出し	,ます 。
令和	年	月	B					
保険医療 及び名利		所在地						
				開	設者名			ED
東海北陽	厚生局	長 殿						

1-2. 届出書類詳細

【様式12】及び別紙11~15

	地域連携診療計画を。 策定している疾患名。	担当医師。
大	腿骨頸部骨折。	。 《別紙1、3、5、7、9)。
腦	。 卒中。 。	(別紙2、4、6、8、10)。
肺	炎 ,	(別紙11、12、13、14、15)

(別紙 11)

静岡県西部肺炎地域連携パス 地域連携診療計画 保険医療機関 一覧 (2件)

地域連携診療計画を 策定している疾患名	保険医療機関の名称	担当医師
肺炎		
MI X		

(別紙 12)

静岡県西部肺炎地域連携パス 最初に入院を受入れる保険医療機関 一覧(2件)

保険医療機関名	連絡先

連携施設に変更があった際には1ヶ月分をまとめて翌月初旬に参加施設様へご案内致します。

(別紙 13)

静岡県西部肺炎地域連携パス

別紙 2 の保険医療機関から転院後の入院医療を担う保険医療機関 一覧 (連携先 5 件)

連携施設の名称	連絡先

(別紙 14) ₽

静岡県西部肺炎地域連携バス↓

別紙3の保険医療機関を退院した後の外来医療等を担う連携保険医療機関等一覧↓ (連携先 件)↓

連携施設の名称↩	連絡先↩	a
φ	Į.	ته
₽	Į.	ت
Q.	ę.	ته
ą.	ę.	ت

(別紙 15)

静岡県西部肺炎地域連携パス

地域連携診療計画に係る情報交換のための会合に係る事項

委員会名称: 静岡県西部肺炎地域連携パス運用検討会 開催日時 : 今年度 令和2年●月×日(★)18:30~ 令和2年●月×日(★)18:30~ 令和2年●月×日(★)18:30~

年 度

原則●月、■月、▲月の第1×曜日に開催

出席医療機関:別紙 12、13、14 参照

1-2. 届出書類詳細

【様式12-2】浜松肺炎地域連携パス(医療者用、患者用)、診療情報提供用紙

海北	と肺炎地域連携パス[医療者用]		氏名()		П																				
当院では、原生労働 当院の入院は急性 連携原産権政では	R客が推奨する絶縁包括ケアシステム業態に関い、他所 関での冷楽が終了し使徒が常ち着き次葉思味し、連携 、その後の宗義主派の場所の批評と支援を行います。	8全体で患者さんの疾患生活を支援しております。 1年病性数やかかりつけ巨にて退機した治療を受けていただくこと	#o∳±f.																								
		老性知病院			追抗医毒族股	推持典供施款	1																				
尼乡E卓洪翔	「健康を: 【原生を: 【原生を: 】 連携未立た核で明示 ・維持金乗権股については、連携医乗権及に制制 ・接着展集は行っておく	松陰 日き 日き - ほ	日: 月 日 京用車 ロタクシー ロその名 性の有無は角隆によって重なる	【他股名: 【把当座: 口來美考院	1	(地路:] [伊島原:] □ か機路: □ 自宅(かか小・作匠)	氏名(別に則り、地域全体で患者さんの療養生活を支援しております。 文第、連携している医療施設に転院し、療養を受けていただくことができます。 を行います。																				
-manualcon	1-28 8	(~)mB	週降1~2日前	物洗涤	c - >B688	= 25 ~)以降を目処[ת ור										7			
※原理報(音楽)		18-1185±005=	-	206	8-008\$±068 =	::2830652	院連携医療施設					-		浜枢	肺炎地域	延携を	ŧ		4								
	(医無) (原集) (南秋)・冷水、中途の見過しこのいての期間 (日本途の条件先についての期間・中間圧余を扱っ るとの条件をよう中部計計が形式したとき見慣する。 (日本途の兵機は非常を収集を表現して関しては、退済 まで時期、ていてことを開催する。	口制株夫が決定ったら、韓日中に制株夫に連禁を入れる(美術界 の 日が今放射機構をSFAXする(MSWI) ・一般連禁地高日中に送る 日春台後の様子が小学な場合には、登録を開始とび序稿等	□財産債債提供事長終確認□2週間分の処方□ADL会交更あれば進加	* 急性原病性の治療が 値される場合には、速や	必要と判断された場合や患者/常穂 が、一直接を取り合い、対応を特徴する	者 本意理期間なり分乗が必要と何知された場合や金金・本教の 者質される場合には、途かかに進済を取り合い。外位を特別する ・変数音響が企会の経済を実施取ったからなったがなっ得針」 会議		This This				計画管	理病院		連携病院			かかりつけ医									
急性期申請	□食料薬の食物が下した後の食物は、中間医療 自体連絡を取り合う 時に特色できる手配	1			回復・	転院日:	月	□その他(□療養病				主治医			主治医			主治医		!				
1								その後の療養先の □自宅	の希望		口その他	l (4	丰 月	日	年	三 月	日	白	F 月	日				
	[由決學規律]	□参展サマリー準備 □射除時の概述方法を確認								口介護施設			()	(ださい		※ 16 半 15	目に〇・数値	た犯載			と記載	, , , , ,		た記載		
1	□介限保险 : 有 · 無 介限度()	□知徳前の是前的な急争後兄を連荐 (原稿)							□療養病院		その他				E 呼吸苦		C D		E A B C D E			E A B C D					
	□分級系統申算 : 章· 魚	ロ最終的な患者状態の情報展展する ロ診療情報展展者を受け取り、受入れ連邦		[納殊後に表施]			- A-1+	□転院時の抽	般送方法	□転院先の医師から、今後	後の治	合療や機能回復		D状況にあった 療養を継続して	363111	7.00	F ()	F ()	F ()		
進門角除 生所原医療施設	入路時亡世故	日受け入れ決定法、制務可能のを開整 ロ原株の水連絡と支援に連絡		日今後の治療や装着局 日会治・食力が終生がある。	ந்தைபெற்றத்தி கூட்டு இத்தொழித்திருந்தின்	□今後の分集方針や鉄査体長、処方等を紹介元医療装置へ4 き 本鉄時に記載 程度時		17 O //h				の見通しなどの説明を受けます 口栄養の取り方について、意思決定し			いただきます		悪化/治療再開		A E	3 C	D	A B	С	D	A B	С	D
**	□ 八路時後後無 □ 発熱 □ 呼吸管 □ 攻			二本院時後状態 日発熱 日呼吸等	日報介元医会議開へ物数	日本味時を仕事	INSWをしての他	□連携医療施退院後の療		の療養先を決定します						0: (*	室内気・酸素	E 1)	01. (edu	《内気・酸素		w (==	官内気・酸素	z 1)			
	□典 □その他()		回校 回疾 回その他()		□検 □検 □検 □ 中の他()		。		株 □株 その他() □ご家族同伴し転防		ロースが同様の社がして現るよう りつけ医)と連携いたします。					,E	2点		Aに○を						点数に〇を言		
**	□き立 □都分分明 □経□原取[□参通会 □第 □対ル会 □ペースト会 □ゼリー会]			日息立 日都分分明 日経日開取(日登通会 ロペース)	ロ男 ロ湖み食 食 ロゼリー食]	日息立 日都分分明 日経日原和[日書通会 日第 日知み会 ロベースト会 ロゼリー会]	って違い	きょうしょう 田 ひには プロストナ				一つの人します。		n	2 /4	☆○	1点数にUを 1	記載	衆談当/ 0	点数に○を記 1	JWC	(A)	1数に○を言	J REC			
-	□従昇役替某機□就生倒などの業務分金(中間原金施数件行後によ	方医療の利酬による)		ロ経界経営業長 ロ医師の判断で、必要な		□ 行事任	 ′			9 4 ?								1		-	1			1			
	日の美に応じて設立数字 日の美に応じて吸引 日の表示数の対象 。 医師の対象で、単独的できて			物分集 口食事摂取の判断に基 き、常春神経経験の特別		口の要な彩物が集 口臓で状況がとせ有い 口生所き立成			AU James	(P)	<u></u>				ない		0	1		0	1		0 1				
治療・リハビリ	□急性期3/12/3の開始(早期戦率、復用予防) □理学療法士の介入の検針	-8		・ 医師の特徴で、水下序師 を行う 日本で実施などの考生がこ 日か発展記令を推動をの場所。				□医師の判断で、必要な薬物治療		物治療を		-→	つかま	できない	0	1	2	0	1	2	0	1	2				
	口荷春発生の予防			ロボド声表などの写生が 他にたりハビリ	6年 日介技術経や各種制度の展明 利用法、その他因ったことのご 技	DECEV		□食事摂取	の判断に基づき	行います 				`	できる		0	1		0	1		0	1	ļ		
	は下の内容について確認したらテェック、数台首所に 日本後の分乗についての意思確認	:乾蘇生作は○命をつける 1 その他()		左記の内容を確認 希望の変更があった時代	5 5 5 (表表)			栄養補給経路の検討を		_					あれば		U	1		-	1		U	1	ļ		
*****	【日時: 左 月 日 】 明南書:急書、京株(日息京時の方針: DHAR、気管内排管/人工呼吸 日楽美陽祭の希望の確認: 施設や楽美角珠、在**	5、全定、その他) たいずお存在を全合い、その他()		・実統が主定している場 【日時: 左 月 日)	会會、意味()			ます	かどを行います					>	:5	できない	0	1	2	0	1	2	0	1	2		
(ACP: アバインスト アプランエング)	□使徒長を時の対応:念柱乗角珠での治療を希望、 その他(・病徒が含定している場合に相談:[□時: 月 □] □人生の最終経験の場合の集機場所の希望:在屯.	##.##()		□人生の最終期間の場合の卓積等所の報告。年、2数、泉美明線、急性期間線、その他() □条べられびなからときの正常報告のこいでの場合。 日本であれびなからときの正常報告のこいでの場合。 任管事業を開催する―J、関もり、支援表演、例えれなくておい				□嚥下訓練などを行います		□日常生活に応じたリハビリを行います □介護保険や各種制度の説明、利用法					一部介 必要	できない	0	1	2	0	1	2	0	1	2		
	口食べられなくなったときの素養経験についての着!	■:役替本典(同替チューブ、関5分)、主義未満 、 何もしな(てと) その他()	£)							その他不明なことの				-	要する		0	1		0	1		0	1	ļ		
独内バス	□使用 □位L +ACP:71(/セスト7	プランニングとは、「自分が重義な典徴や数値になったときにどこ	でどのようにどうやって過ごしたいかく	と終し合うプロセス」			東計画	こ関する説明を受	けました。記載され	た診療情報が各連携医療機関		有されることに同意	まします。		送舍心		0	1		0	1		0	1			
					と (署名)	年 月 日主治医:	_			年 月 日主治	医:				0.7		0						0				
					同意(者名)	:者氏名 又は		f	七理人の場合	患者氏名		代理人の場合			介助	全介助	0	1	2	0	-	2	0	1	2		
								介助	全介助	0	1	2	0	1	2	0	1	2									
他者への意思の伝達できる							できる	さら呼べきない場合	できない	0	1	2	0	1	2	0	1	2									
											診療・療養上の指え	示が通	はい	いいえ		0	1		0	1		0	1				
												危険行動		なし	あり		0	1		0	1		0	1			
												日常生活自立度*	J	自立 A 屋外介財	B屋内介助	C ベッド上	J A	В	С	J A	В	С ,	J A	В	С		
												認知症日常生活自	A Hiras	自立Ⅱ見守りⅡ			и п	шг	V M	І П	III IV	√ M	І П	III IV	M		
	IV常に支障かり。要介護								川慶 W 安村	門医療			-						_								

1-3.届出手順

聖隷浜松病院HPよりFAX様式を印刷し、送付



事務局(聖隷浜松病院)へ

[基本診療料又は特掲診療料の施設基準に係る届出書]を送付



事務局にて届出様式一式を作成



2021年4月1日事務局より届出

1. 届出書類について

2. 算定について

3. 今後のスケジュール

2. 加算項目と、対象となる行為

【①急性期病院】 <u>地域連携診療計画加算 300点</u> 退院・転院時にパス参加医療機関へ診療情報を提供し患者を転院

【②連携施設・病院

(介護医療院含む)】 <u>地域連携診療計画加算 300点</u> 退院・転院時にパス参加医療機関へ診療情報を提供

【③連携診療所等】 地域連携診療計画加算 50点 紹介元の施設へ診療状況を文書で提供したとき ※退院の翌月までに送付した場合に限る

2-1.各施設ごとの算定イメージ

①計画管理病院②連携病院③診療所等 全てが届出医療機関の場合

【①急性期病院】

入退院支援加算1 600点※ 地域連携診療計画加算 300点 ※入退院支援加算2の場合は190点

【②連携施設・病院】

入退院支援加算1 600点※ 地域連携診療計画加算 300点 ※入退院支援加算2の場合は190点

【③連携診療所等】

診療情報提供料(I) 250点 地域連携診療計画加算 50点



②退院時算定 900点 (600点+300点)



③外来受診後 診療状況を連絡 送付時算定 300点(250点+50点) ※退院翌月末までに送付

③外来受診後 診療状況を連絡 送付時算定 300点(250点+50点) ※退院翌月末までに送付

2-2.各施設ごとの算定イメージ

②連携病院が入退院支援加算の届出をしていない医療機関(介護医療院等)の場合

【①急性期病院】

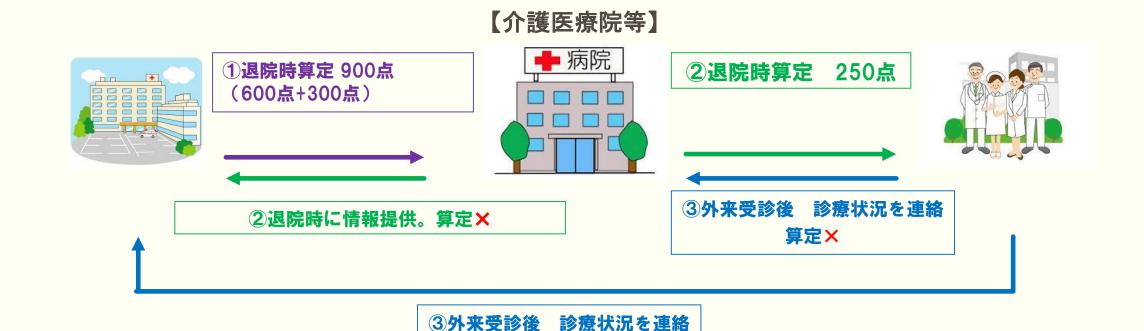
入退院支援加算1 600点※ 地域連携診療計画加算 300点 ※入退院支援加算2の場合は190点

【②連携施設・病院】

診療情報提供料(I) 250点

【③連携診療所等】

診療情報提供料(I) 250点



算定×

2-3.各施設ごとの算定イメージ

②連携病院が届出をしていない医療機関の場合

【①急性期病院】

入退院支援加算1 600点※

※入退院支援加算2の場合は190点

【②連携施設・病院】

届出なし

診療情報提供料(I) 250点

【③連携診療所等】

診療情報提供料(I) 250点



①退院時算定 600点



②退院時算定 250点



2-4.各施設ごとの算定イメージ

①計画管理病院から③診療所へ直接紹介となった場合

【①急性期病院】

施設基準

届出あり

入退院支援加算1 600点※ 地域連携診療計画加算 300点 ※入退院支援加算2の場合は190点



③外来受診後 診療状況を連絡 送付時算定 300点(250点+50点) ※退院翌月末までに情報提供

【③連携診療所等】 施設基準 届出あり

診療情報提供料(I) 250点 地域連携診療計画加算 50点



1. 届出書類について

2. 算定について

3. 今後のスケジュール

3. 今後のスケジュール

2021年2月17日 聖隷浜松病院ホームページ「地域医療連携」ページに申込書の様式を掲載

計画管理病院 : 各施設にて届出

連携施設・病院 :事務局へ届出用紙を送付

連携診療所等 :事務局へ届出用紙を送付

2021年2月17~24日 運用検討会の説明動画を公開(聖隷浜松病院HPへリンクを掲載)

2021年3月20日 初回届出分の申込締切。

参画医療機関へ連携医療機関情報の配信

2021年4月1日 事務局より東海北陸厚生局へ、施設基準に係る届出書類一式を提出

「地域連携診療計画加算」の算定開始

2021年7月以降 運用検討会を開催(年3回予定)